

大企業ヒアリングの対象業種の考え方（案）

2016年3月25日

- (1) 下請構造が顕著で、経済規模や企業数においても広がりがあること
- (2) 近年の経済環境の変化によって、業績が改善していること
- (3) 下請等中小企業へのヒアリング、アンケート等の調査によって、取引条件の改善を要する課題が明らかになっていること
- (4) 国会関係者の下請対策関連の調査・審議によって、取引条件改善に向けた課題が提起されている業種であること

以上を総合的に踏まえ、本連絡会議において、ヒアリングの対象とすべき大企業の業種を決定する。

なお、書面調査への回答の有無に関わらず、今回のヒアリングの対象とする。